高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第74号

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則(昭和50年岩手県規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後

(貸付対象者)

(貸付対象者)

- 第2条 条例第2条第1号の規則で定める者は、その者の高等学|第2条 条例第2条第1号の規則で定める者は、その者の高等学 校定時制課程及び通信制課程等修学資金(以下「修学資金」と 校定時制課程及び通信制課程等修学資金(以下「修学資金」と いう。)を受ける年に見込まれる所得の金額(以下「年間所得 金額」という。)が 279 万円以下であるとその者の在学する高 等学校の長(条例第2条に規定する広域通信制課程(以下「広」 法律第144号)第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定め 域通信制課程」という。) に在学する者にあっては、知事。以 下「知事等」という。)が認める者とする。ただし、その者が 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める金 額以下の金額であると知事等が認める者とする。
  - (1) 扶養親族(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1 項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)を有して いる場合 年間所得金額が所得税法の規定による課税の対象 とならない金額の最高額の100分の192に相当する金額
  - (2) 扶養親族である場合 その者を扶養している者の修学資 金を受ける年に見込まれる所得の金額が所得税法の規定によ る課税の対象とならない金額の最高額の100分の192に相当 する金額
- 2 「略]

(所得額報告書)

第 11 条 借受者は、修学資金の貸付けを受けてから修学資金の 第 11 条 借受者は、修学資金の貸付けを受けてから修学資金の 貸付けが完了し、又は条例第6条の規定により廃止されるまで の期間、毎年4月20日までに所得額報告書(様式第14号)を 知事等に提出しなければならない。

いう。) を受ける年に見込まれる知事が定めるところにより算 定したその者の属する世帯の収入の額が生活保護法(昭和25年 る基準の例により測定したその世帯の需要の額の1.5倍未満で あるとその者の在学する高等学校の長(条例第2条に規定する 広域通信制課程(以下「広域通信制課程」という。)に在学す る者にあっては、知事。以下「知事等」という。) が認める者 とする。

[略] 2

(収入額等報告書)

貸付けが完了し、又は条例第6条の規定により廃止されるまで の期間、毎年4月20日までに収入額等報告書(様式第14号) を知事等に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

(表)

年 月 日

岩手県知事( 高等学校長) 様

> 申請者 氏 名

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付申請書

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

氏	ふりがな	名	
生	年 月	日	
現	住	所	自宅、寄宿舎、下宿、その他
勤	務	先	
勤	務 先 所 在	地	
在	学 学 校	名	高等学校(中等教育学校)( 分校)定時制(通信制)課程第 学年(年次)
			奨学金等の名称
現に支給又は貸付けを受 けている奨学金等		と受	支給(貸付)機関
			支給(貸付)金額 月(年)額 円

注 広域通信制課程に在学している者にあっては、単位取得証明書及び当該年次における受講科目及びその単位数を証する書類を添付してください。

(A4)

親権者 氏

名

(裏)												
申	請者の	ıfız ¬k E	3 1 好	前年の	収入額							円
H	胡 伯 切	収 八 ヶ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	本年の 込額	本年の収入見 込額							円
				勤務先								
家	氏 名	申請者との 続柄	生年月日 (年齢)	(職業) 又は学校 名	同用の別	計別 居	勤労事業 収入	恩給年金等収入	その他の収入	計	備	考
庭			( 歳)		同							
<i>~</i>	( 歳)			同・別								
の			( 歳)		同・別							
.,			( 歳)		同・別							
状			( 歳)		同	•別						
			( 歳)		同	・別						
況			( 歳)		同	•别						
			( 歳)		同	・別						
連帯		氏 名		年齢	勤務先		前年の収入額		申記	係		
連帯保証-												
人												
上記	己の申請に同意	テレます。										

- 注1 「家庭の状況」の欄は、申請者と生計を共にする者について記載してください。
  - 2 「生年月日(年齢)」の欄の括弧内には、申請日現在の年齢を記載してください。
  - 3 家庭の状況の「本年の収入見込額」の欄中、「勤労事業収入」の欄は給与収入、農業収入、営業収入等を、「恩給年金等収入」の欄は恩給、年金、手当等を、「その他の収入」の欄は不動産収入等の継続的収入をそれぞれ記載してください。
  - 4 前年の収入額及び本年の収入見込額について、当該金額を証する書類を添付してください。
- 5 連帯保証人が親権者以外の者である場合は、その者が連帯保証人となることを証する書類を添付してください。 様式第 14 号を次のように改める。

様式第 14 号 (第 11 条関係)

年 月 日

岩手県知事(高等学校長)様

借受者 氏 名

収入額等報告書

収入額等について、次のとおり報告します。

					氏	2	3							
					生	年 月	3							
					住	Ī.	沂							
借	受者				在	学学校。	名 高等	高等学校(中等教育学校)( 分校)定時制(通信制)課程第 学年(年次)						
					勤 務 先									
					勤和	勤務先の所在地								
					前台	年の収入	頁	円						
					本年	ミの収入見込物	Ę						円	
			借受	,	勤 務 先	同居	本年の収入見込額							
	氏	名	者と の続 柄		月日 (齢)	(職業) 又は学校 名	別居の別	勤労事業 収入	恩給年金 等収入	その他の収入	計	備	考	
家				(	歳)		同·別							
庭				(	歳)		同・別							
の				(	歳)		同・別							
状				(	歳)		同·別	1						
況				(	歳)		同·別	1						
				(	歳)		同·別							
				(	歳)		同·別							
				(	歳)		同·別							

注1 「家庭の状況」の欄は、借受者と生計を共にする者について記載してください。

- 2 「生年月日(年齢)」の欄の括弧内には、申請日現在の年齢を記載してください。
- 3 家庭の状況の「本年の収入見込額」の欄中、「勤労事業収入」の欄は給与収入、農業収入、営業収入等を、「恩給年金等収入」の欄は恩給、年金、手当等を、「その他の収入」の欄は不動産収入等の継続的収入をそれぞれ記載してください。
- 4 前年の収入額及び本年の収入見込額について、当該金額を証明する書類を添付してください。

(A4)

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の 規定は、この規則の施行の日以後に高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例(昭和 50 年岩手県条例第 3 号)第 2条に規定する県内の定時制課程、単位制課程、通信制課程又は広域通信制課程に新たに在学することとなる者(以下「新規在 学者」という。)が行う高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金の貸付けの申請(以下「申請」という。)について適用し、 同日以後に新規在学者以外の者が行う申請及び同日前に行われた申請については、なお従前の例による。
- 3 平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間における新規在学者が行う申請に対する改正後の規則第 2 条第 1 項の規 定の適用については、同項中「1.5 倍未満」とあるのは、「2.0 倍未満」とする。